

## IBM パスポート・アドバンテージのサブキャパシティー・ライセンス

パスポート・アドバンテージのサブキャパシティー・ライセンスご利用のお客様へ

ご存知のように、サブキャパシティー・ライセンスおよびソフトウェア・メンテナンスは、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件 サブキャパシティー料金に関する特則」(Z125-7174) (以下、「特則」といいます) の契約条件の下で提供されております。これらの契約条件には、以下が含まれます。

- 1) IBM Tivoli License Compliance Manager プログラムの実施
- 2) IBM の License Management System アプリケーションへの登録、および
- 3) IBM へ四半期ごとのプログラム使用レポート提出

複雑なコンピューター環境のお客様は、これらのレポート提出要件に関して、いくつかの懸念を表明されてきました。IBM はそのフィードバックに耳を傾け、サブキャパシティー・ライセンスのレポートのプロセスを改善しようとしております。IBM は、IBM Tivoli License Compliance Manager for IBM Software (ITLCM) のプログラムを強化して、特に複雑なコンピューター環境において実施を簡素化いたします。

IBM はこれらの強化策が発表されるまでの間、特則のセクション4「サブキャパシティー料金を受けるためのお客様の役割」のサブセクション1から3に記載されている、サブキャパシティーのお客様要件を一時的に停止いたします。一時的に停止される要件は、現在は以下のように記載されています。

### 4. サブキャパシティー料金を受けるためのお客様の役割

お客様は以下を行うものとします。

1. サブキャパシティー料金が適用されるすべての「対象機械」でのプログラムの使用状況を日次で収集できるように、「ITLM 管理ガイド」に従って最新バージョンの ITLM をすみやかに導入します。
2. Web サイト <http://www.ibm.com/software/lms> 上の License Management System アプリケーションを使用して、ITLM 管理サーバーを登録します。
3. 以下を「送付期限」までに IBM に提出します
  - a) 第一回の「IBM 使用レポート」。これは、サブキャパシティー料金が適用される各「対象機械」に関する、初回の「レポート期間」に取得されたデータに基づくものとします。
  - b) 以降の「IBM 使用レポート」。これは、サブキャパシティー料金が適用される各「対象機械」に関する、その後の各「レポート期間」に取得されたデータに基づくものとします。

特則のセクション2「使用許諾」に記載されている要件に適合するために必要な数のライセンス使用权を所有し、特則のその他すべての契約条件を遵守する責任は、お客様にあるものとします。

2007 年第4 四半期までに予定されている今回の強化策により、サブキャパシティー環境におけるお客様の IBM プログラムのライセンス管理機能が改善されるものと信じております。

パスポート・アドバンテージのサブキャパシティー・ライセンスに関する詳細情報については、以下の Web サイトをご覧ください。

<http://www-142.ibm.com/software/sw-lotus/services/cwepassport.nsf/wdocs/subcaplicensing>

パスポート・アドバンテージに関する詳細情報については、以下の Web サイトをご覧ください。

<http://www.ibm.com/software/passportadvantage>

ご不明な点につきましては、IBM 担当員、または担当の IBM ビジネス・パートナーにご連絡いただくか、[subcap@us.ibm.com](mailto:subcap@us.ibm.com) 宛に E メールでお問い合わせください。

敬具

IBM パスポート・アドバンテージ・チーム